

歴史書から儀式書への移行

History Books Turn into Ritual Books

尾留川方孝

要旨

古代日本では国家の象徴の一つとして『日本書紀』にはじまる六つの歴史書が編纂されたが、『三代実録』を最後に編纂は頓挫する。しばしば『榮花物語』や『天鏡』などが、これらの後継もしくは代替のように扱われるが、本稿では、儀式書が六国史の後継もしくは代替の一つとして理解可能であることを論じる。現在および過去の了解や把握方法の一つとして歴史書を位置づけたうえで、六国史に見える儀礼の記事がしだいに増加するとともに、規範との異同に意識が払われるようになり、『類聚国史』で六国史を分解・分類し儀式書と同様の形式に再編されたことをたどる。歴史書が儀式書へと移行したとする解釈が可能であり、その根底には現在および過去の了解や把握方法の変化があることを示す。

キーワード

日本書紀、三代実録、六国史、『類聚国史』、儀式書

一 はじめに

古代日本は律令制を導入し中央集権国家の体裁を整えた。『日本書紀』はそうした国家の象徴的存在の一つともいえる。『日本書紀』の後継となる歴史書が作られるが、『三代実録』を最後に正史編纂は頓挫する。そしてしばしば『栄花物語』や『大鏡』などが、後継もしくは代替のように扱われる。これに対して本稿では、儀式書が六国史の後継もしくは代替の一つとして理解可能であることを論じる。現在および過去の了解や把握方法の一つとして歴史書を位置づけたうえで、六国史に見える儀礼の記事をたどり、『類聚国史』の編纂を一つの境目として、現在および過去の了解や把握の仕方に変化が生じ、そのために歴史書編纂は頓挫し、儀式書の編纂が進んだことを示す。

二 歴史と儀礼の性格の違い

現在を了解する仕方には、歴史書に結実するものと、儀式書に結実するものの、二つが考えられる。

歴史書は、過去に生じた出来事や人の行動を、記録者や編纂者等が記し連ねたものである。無限といえるほどの出来事や行動のうち、一部が人の意識にのぼり記録され、さらにその中から必要なものを選んで、時間軸に沿って配列することで歴史書は作られる。歴史書は、日々の出来事の記録を無差別・機械的に集積したものではなく、むしろ人間の認識や意識の結晶というべきものである。人が知り得なかったことや、気にもとめない出来事は記され

ず、反対に、人の関心を強く引き、重大な意味が見いだされるような出来事や行動は、些細に思われるようなことでも記録され、これらが積み重ねられることで、歴史書が編纂される「現在」の環境や状況が成立したとする。

日本で成立し、ながく尊重され、今に伝わる最も古い歴史書は『日本書紀』である。その最初にある神代巻では、世界がまだない状況から話がはじまり、日本を構成する島々が生まれたと記す。また天上にいた神が地上に天降り、地上に暮らすようになったと記す。首都が奈良盆地にあること、天皇が日本を統治することなども、神武天皇の東征という出来事の結果として記す。編集主体である天皇を頂点とする朝廷の成立の経緯が、最大の関心をもって記されている。『日本書紀』の編纂当時とは異なる環境や状況からはじまり、当時の環境や状況が成立する経緯こそが、その内容である。「なにそれは現在のこれこれである」などは、現在の状態が把握されていて、それを説明するの過去の出来事を持ち出しているといえる。全体として見れば、かつては「現在」にはない環境や状況が存在していた、これが変化してあらたな環境や状況が成立し、さらにそれが変化してまた別の環境や状況が成立するという連鎖が積み重ねられた結果として、現在の環境や状況が成立したという構成になる。だから歴史書には、たしかに過去にはあったが、現在にはもはや存在しない環境や状況が多く記されることになる。歴史書とは「現在」の環境や状況を、今はずでにないところを起点にして、何らかの出来事の結果成立したものとして説明するのである。「現在」の環境や状況を了解するのに、歴史書の説明方法のほかにも、いま目の前にある環境がどのようなものであるか、いま人々はどうのように行動しているかを記述する方法もある。たとえば、春に田植えをして秋に収穫することで、一定量の食料を確保し、次の年の収穫が得られるまで、それを少しずつ食べる。その一部は次の年に植ええられる。それぞれに適した季節があるので、暦によってそれを割り出す。こうした暮らしが「現在」であるとい

う説明や把握の仕方もありうる。歴史書が、ここにはない過去の環境や状況を起点にして何らかの出来事によって「現在」が成立したと通時的な説明をするのと対照をなす、共時的な説明である。

これらの仕組みが安定して運用される場合には、しばしば行動規範ともなる。春の田植えに失敗すれば秋には収穫できず、秋の収穫をしなければ食料を確保できないので、それらに失敗すると人々は飢えて死ぬ。だから適切な時期を逃すことなく、春には田植えをすべきで、秋には収穫しそれを確認し祝うべきであるという行動規範に結びつく。これらが高度に発展し恒例化・規範化し相互補完的になったものとして、祈年祭や大嘗祭などの「国家大事」⁽¹⁾とされる恒例儀礼が位置づけられる。

儀礼とは、定められた行為の手順や様式、供物や祭具の形式に従い、一連の行動をなぞり繰り返すことで成立する。過去のある出来事を契機としてはじめられたとしても、それを様式的に固定し、繰り返し再生することで、過去の特定の出来事から切り離された儀礼というものとなる。すなわち儀礼・儀式とは、ある出来事を歴史の一構成要素から切り離すことで成立し、しかるべきタイミングで再生することで特有の機能を生じるのである。儀式の実行は、現状を変えて後世に享受されるあらたな環境を成立させるのではなく、むしろ反対に、現状を再生産して維持もしくはそのまま延長するのである。この意味で儀礼は歴史的出来事の対極に位置する。

中国では、儀礼は古くから発達しており、儒学で重視され、のち国家の仕組みの中に取り込まれた。各人が身分の尊卑に応じて行うことで、儀礼は体系的規範として機能し、いわば社会秩序の座標軸のような役割を果たす。皇帝は、現在いる他の人との関係や、天との特別な関係を、儀礼によって実体的に表現することで、皇帝として認められた。⁽²⁾ 儀礼の体系として国のあり方を共時的に定義することになるので、史書とは別に礼典（儀注）が編纂

される。

日本での儀礼は、こうした中国の儀礼を律令制度の要素として導入し、時間をかけて整備が進められた。⁽³⁾『日本書紀』などが編纂される頃には、いまだ独立した礼典（儀式書）は作られず、五服制が喪葬令で規定されることに見えるように、律令の一部に取り込まれたのであり、歴史書には取り込まれない。独立した礼典が編纂されるようになるのは、平安時代になってからになる。

三 正史に載せられる儀礼

歴史と儀式では、事柄を把握する基底的様式が異なるため、両者は区別された。律令制の一部として整備された朝賀などは歴史書に掲載されるが、祭祀儀礼については基本的に歴史書に記載されない。掲載されるのは、次にあげる起源や一般論などに限られている。

祭祀儀礼への言及で、もっとも早いのは神代のものである。

一書曰。伊弉册尊生火神時、被灼而神退去矣。故葬於紀伊國熊野之有馬村焉。土俗祭此神之魂者。花時亦以花祭。又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣。⁽⁴⁾

イザナギとともに日本の国土を生んだとされるイザナミが、そのち火神を生むときに体を焼かれて死に、有馬

村に埋葬されたという神代の出来事であるが、そのあとに続く「土俗」の文面は、神代における土俗のことではなく、この内容が記された時代の土俗と考えられている。つまり祭祀儀礼が行われているという現実があり、そのルーツが神代にあるとして、ここで述べられている。

こうした言及の仕方の典型は崇神紀である。律令期につながる祭祀制度の起源説話であり、『日本書紀』編纂時の認識が投影されるとされる。ひとこと言えば、祭祀儀礼が行われていない状態で、あるとき神の祟りが生じたことを契機にして祭祀が行われるようになったという出来事である。こうした起源は定期的に繰り返されるような性質のものではなく、ただ一回の出来事であり、その一回が記されている。人々の享受する環境や状況の変遷に関心を向ける、歴史書の持つ出来事の把握様式になじむ内容である。次の垂仁紀の記事も同様である。

令祠官卜兵器爲神幣。吉之。故弓矢及横刀納諸神之社。仍更定神地・神戸。以時祠之。蓋兵器祭神祇。始興於是時也。⁵⁾

あるとき占いをして、弓矢や刀といった武器を供物にして神社を祭ったという内容で、これについて、武器により神を祭った最初であると記している。こうした、それまでなかった儀礼を行うようになった切っ掛けの出来事についての記述は、歴史書の中にもしばしば見られる。⁶⁾『日本書紀』が、とくに古い時代の記述では、起源説話の性格が強いことも、合致している。歴史書がこれらのことを記すのは、それが儀礼であるからではなく、たった一度しか生じえない起源だからである。

儀礼が成立したのち、儀礼の個々の実施については、歴史書には基本的に記されていない。ただ儀礼が重要であると認識され、また行われていたこと、すなわち祭祀儀礼の一般的理念と恒例実施は記されている。

たとえば仲哀天皇が熊襲を討とうとしたところ、神が皇后に憑依して、自分を祭れと要求し、そうすれば熊襲に加えて新羅も帰服すると教えるが、仲哀天皇は答える中で「復我皇祖諸天皇等盡祭神祇。豈有遺神耶。」⁷⁾とも言うている。歴代の天皇は残すことなくすべての神を祭っているという認識である。また仏教伝来時に対応を協議する中で、物部尾輿と中臣鎌子は「我國家之王天下者。恒以天地社稷百八十神。春夏秋冬祭拜爲事。」⁸⁾と述べている。天皇は、多くの神を一年を通して祭ることを、変わることのない仕事としているという認識である。祭祀儀礼を個別にはなく、概括して述べている。さらに推古天皇でも同様である。

詔曰。朕聞之。曩者我皇祖天皇等宰世也。踰天躋地、敦禮神祇、周祠山川、幽通乾坤。是以陰陽開和造化共調。今當朕世、祭祠神祇、豈有怠乎。故群臣共爲竭心宜拜神祇。⁹⁾

漢籍に倣った表現ではあるが、同様に歴代の天皇が祭祀儀礼をしてきたことに言及し、さらに自身がこれを継承することを加え述べている。祭祀儀礼が天皇の仕事であり、ながく行われてきたという過去についての漠然とした認識ばかりでなく、自分がなすべき現実の職務としても受け止められていたと、『日本書紀』では記している。こうした祭祀儀礼に対する認識や位置づけは、『続日本紀』でも変わらない。

勅。祭祀神祇、國之大典。若不誠敬、何以致福。如聞。諸社不修、人畜損穢。春秋之祀、亦多怠慢。因茲嘉祥弗降、災異荐臻。言念於斯、情深慙惕。宜仰諸國、莫令更然¹⁰。

祭祀儀礼は、災害を除き幸福を招く国家の重大儀礼であるとはつきり示し、その怠慢を戒めて諸国に徹底を命じている。儀礼を個別にとりあげるのではなく、祭祀儀礼の全体を一括しての言及である。ちなみにこの勅は、のちに編纂される『類聚三代格』の最初に収められた。すでに成立したあとの、儀礼の実施は、律令の運用と性質が近いものと扱われたのである。

このように儀礼一般は重要なものとされ実施されてきたと、たびたび言及があるが、歴史書の性質上、個々の具体的実施は記載すべきものとは分類されていなかった。

四 正史での恒例祭祀の記載

歴史書は、すでに成立した恒例儀礼の個々の実施は基本的に掲載されないのだが、詳しくたどってみると、六国史のすべてが同じ傾向ではなく、掲載される頻度がしだいに増加していることが確かめられる。

『日本書紀』では例外として龍田・広瀬の祭祀を実施したことが掲載されるのみである。大化の改新や白村江の戦いをへて、壬申の乱で勝利した天武およびこれを承けた持統朝、奈良時代に継承される律令体制の整備が本格的に進められる時代のことである。

遣小紫美濃王・小錦下佐伯連廣足、祠風神于龍田立野。遣小錦中間人連大盖・大山中曾禰連韓犬、祭大忌神於廣瀬河曲。⁽¹⁾

人を派遣して、風神を龍田に、大忌神を廣瀬に、それぞれ祭らせたという内容である。この祭祀が行われたとする記事はこれ以前には見えないので、これが龍田・廣瀬での祭祀のはじまりの記述とされる。すでに示していくつかの事例と同様に、それまでなかった祭祀儀礼が行われるようになる契機なので、歴史書に記載されたのであろう。しかし、これ以降には、特別な出来事もなく、ただ祭祀が実施されたとする記事が続く。すなわち、「祭廣瀬龍田神」⁽²⁾「祭廣瀬龍田神」⁽³⁾や「遣使者祭廣瀬大忌神與龍田風神」⁽⁴⁾などと、天武天皇の十年から朱鳥元年までと、持統天皇の四年から十一年までの間、それぞれ四月と七月に祭ったこと、もしくは使者を遣わして祭ったことが、ほとんど同じ文面で続けて掲載される⁽⁵⁾。起源や特筆すべき出来事の記事とはあきらかに異なる、ただ実施したとの記述である。儀礼の個別具体的な実施は、同じ行為の再生であり、状況や環境を大きく変化させることはない。そのため歴史書には基本的に記載されない。龍田・廣瀬での祭祀実施が単純に繰り返し記載されることは、『日本書紀』の中で例外的である。同時期でも他の恒例祭祀を通常通りに実施したとする記事は見あたらない。恒例の祭祀儀礼の実施をいちいち記さないことは、続く『続日本紀』などでも同様だが、『続日本後紀』に一つの変化があらわれる。

遣使祭廣湍龍田二神。例也。⁽⁶⁾

引き続き龍田・広瀬の祭祀だが、実施したことのみではなく、ここにはさらに「例也」と加え記されている。祭祀儀礼が、そのときの特有の事情により行われたのではなく、あくまで恒例行事であり、それに則った実施であることを明確にしている。これより前ならば、歴史書に掲載すべきではないとされた恒例行事であると明確に認識したうえで、それを歴史書に掲載している。特筆すべきことが何もなく、定められた通り恒例行事を実施したとする記事は、『続日本後紀』では他に見えないが、続く『文徳実録』では、月次祭や新嘗祭を中心かなりの数が見える。

帝親奉新嘗祭。自餘如常儀。⁽¹⁷⁾

これは十一月に行われた新嘗祭の記事で、文徳天皇がみずから参加し、それ以外のことは「常儀」の通りであると記している。だれがどのように行動したかという、そのときに特有のことのみならず、儀礼には固定した手順などの様式があり、その基準の通りであったか否かという観点から、出来事を記録している。新嘗祭との共通性が多い月次祭でも「帝不御神嘉殿。所司奉祭如常儀。」⁽¹⁸⁾などとある。同様な文面が、寿三年から天安元年にかけて毎年見える。⁽¹⁹⁾

また賀茂祭の実施についても、定まった様式通りか否かという観点から記している。

以頗咆瘡染行、人民疫死。故停賀茂祭。遣侍從從五位上嶋江王・神祇大祐從七位上忌部宿祢高善等向社下。申謝事由。但山城國司齋供如常。⁽²⁰⁾

病気が蔓延して多くの病死者が出たという、このときに特有の出来事と、そのことへの対応を記したという側面があるが、そればかりではなく、山城の国司は祭祀を「如常」することになった。²¹ そのときに特有の出来事があったとしても、儀礼には決まった手順などの様式があり、これが実現できる範囲に関心が向けられている。

この意識は、なにごともなく儀礼が実施された場合でも見られる。すなわち「修賀茂祭。如常儀。」²² や「鴨祭如常也。」²³ などの記述が見える。ともに恒例祭祀の実行と、その様子が「常儀」の通りであると記す。部分的であれ定められた通りにはできないという場合に、そのときに特有の情報として規範に沿える範囲を記すことは、歴史書の性質に適うが、ここでは定められた通りに実施し、そのときに特有の情報が無いことを明記している。歴史書に記録すべき出来事がなかったと、記しているとでもいえるような、興味深い記述である。

『文徳実録』に続く『三代実録』では、この傾向は全面化する。序には「節會儀注丞嘗制度、蕃客朝聘、自餘諸事、永式是存。粗舉大綱。」とあり、節会の儀礼や恒例の祭祀儀礼を、外国の使節への儀礼とあわせ列記して、それらは決まった様式が文書になっているので、おおまかなことだけ記載するという編纂の方針が示されている。概要にとどめるというものの、『日本書紀』などが、恒例の儀礼を基本的に掲載しないのとは違い、『三代実録』は恒例の儀礼を掲載する方針である。

例として、貞観元年の祭祀儀礼の記事をあげる。

(二月) 四日庚寅。於神祇官。修祈年祭。

(二月) 十日丙申。春日祭如常。

(四月) 四日己丑。廣瀬龍田祭如常。

(十一月) 九日庚申。平野春日神祭如常。

(十一月) 十日辛酉。梅宮神祭如常。

(十一月) 十三日甲子。大原野神祭如常。

(十一月) 十四日乙丑。園韓兩神祭如常。

(十一月) 十五日丙寅。於神祇官。修鎮魂祭。

(十二月) 十一日壬辰。月次神今食祭如常。⁽²⁴⁾

序で示された通り、詳細はなく簡潔に祭祀儀礼の実施を記すのだが、そこには「如常」と、いつも通りに行われたことが記される。神祇官で行われた二月の祈年祭と十一月の鎮魂祭では「如常」の語句が見えないものの、格別な意味が込められているのではないようで、翌年の実施を記す中では「如常」とされる。⁽²⁵⁾ すべての祭祀儀礼が記載されるわけではないが、取り上げるものについては規範に合致していることが意識されている。問題なく儀礼が実施された場合は、ほぼ同様の文面がこれ以降も繰り返し掲載されている。⁽²⁶⁾

問題が生じて通常とは異なる儀礼の実施となることもある。次のものは、祭祀儀礼を実施したことを記しているが、理由があつて本来行うべき日に実施できず、その代わりに行ったとしている。

(五月) 三日戊申。去四月上申當平野祭。而觸人死穢之人入於内裏。仍以停焉。是日修祭。⁽²⁷⁾

(三月) 五日丁卯。於神祇官、修祈年祭。此祭例用二月四日。而有穢停止。故今日祠焉。⁽²⁸⁾
(七月五日丁未) 是日。修月次祭神今食祭於神祇官。去六月十一日因穢停止。仍今日修焉。⁽²⁹⁾
(十一月) 十三日戊申。平野春日祭如常。今月一日縁日蝕停祭礼。故是日祀焉。⁽³⁰⁾

平野祭は本来四月に行くべきだが、祭祀にも関わる内裏に触穢の人が入ってしまったために中止とし、穢れの期間が終わる五月に改めて実施した。また祈年祭および月次祭が、やはり穢れのために本来の日は中止となり、後日改めて実施した事例、平野祭と春日祭が災異の一種とされる日蝕のために停止され、十日ほどのちに、通常のように実施したとする事例である。儀礼の定まった形式とは、実施の手順や次第ばかりでなく、日にちまでも意味していた。だからこそ本来実施すべきではない日に実施したことについて、そうせざるを得なかった理由を書き添えている。祭祀儀礼を実施したという事実を記すにとどまらず、規範との異同への強い関心がかがえる文面である。こうしたことで表裏をなすように、本来祭祀儀礼を実施すべき日であるにもかかわらず実施しなかった場合、何も記されないのではなく、しばしば実施されなかったと明記している。いくつか例をあげる。

(十一月) 三日庚申。停平野春日等祭焉。⁽³¹⁾

(十一月) 十日丁卯。停大原野祭。⁽³²⁾

(二月) 三日丙申。停春日祭。⁽³³⁾

(十一月) 十七日己丑。停園韓神祭。⁽³⁴⁾

(十一月) 十八日庚寅。停鎮魂祭⁽³⁵⁾。

ようするに、『三代実録』は歴史書であるものの、特定の日には、決められた儀礼をすべきで、その次第にも決められた特有の様式があるという認識がまず基底にあり、その認識を基準として、その通りに実施したとか、事情により実施はしたが一部変更したとか、すべきにもかかわらず実施しなかったとか、本来実施すべき日にできなかったために、本来なら実施すべきではない日ではあるが行ったといったことに意識を向けて、実際の出来事について記している。

『三代実録』より以前の正史では、記すべきは、実際に発生したその時々特有の出来事の一つ一つであり、同じことをただ繰り返す場合は、基本的には掲載しない。これに対して『三代実録』では、循環する季節に応じた人の行為も繰り返すべきという行動規範の意識があり、関心は実際にその規範通り行われたか否かに注がれ、規範と事実の差分が記されることになる。儀礼をいつもの通り実施したという記述が増えるほどに、歴史書は本来の性質を失ってゆくともいえる。

そしてこの『三代実録』が最後の正史となる。『三代実録』の続きとなる歴史書も編纂は開始されるものの完成はしない。結果的に、この『三代実録』が正史の最後となった。

五 『類聚国史』による国史の分解・再構築から儀式書へ

規範の通りの日時であったか、規範の通りの手順であったか、こうしたことに意識を向ける『三代実録』が編纂されたのと同じ頃、同じ人によって、『類聚国史』が編纂されている。『類聚国史』は、『日本書紀』から『三代実録』までの正史の記事を分解し、神祇、帝王、後宮、人、歳時、音楽、賞宴、奉献、政理、刑法、職官、文、田地、祥瑞、災異、仏道、風俗、殊俗といった事柄により分類し再構成した類書とされる。『芸文類聚』や『初学記』といった中国で編纂された類書は、奈良時代にはすでに日本にもたらされていた。それらを利用してまず『日本書紀』が編纂され、平安時代には、これらに倣い日本で漢籍を分類して『秘府略』という類書が成立した。『類聚国史』はしばしばその延長線上に位置づけられるのだが、『芸文類聚』や『秘府略』などの類書とは異なる性格がある。

『芸文類聚』などは、詩文作成のときに参照するべく作られたもので、各項目は、それに言及する文章を、さまざまな文献から集めることで構成される。用いられる文献は、『礼記』『周礼』『易』『詩』『尚書』『老子』『列子』『楚辞』『爾雅』『説文』『広雅』『史記』『白虎通』など、経書、諸子百家、史書、辞書など多様で広く網羅している。文字に記された人の知識の総体を分類するというべき指向である。

これに対し『類聚国史』は、その書名からもうかがえるように、あくまでも日本で成立した『日本書紀』から『三代実録』にいたる歴史書を素材として用いている。中国編纂の類書が知識の総体を分類したのに対して、『類聚国史』は歴史的出来事を分類したものである。結果として、そこには過去の出来事についての特有の把握の仕方があ

らわれてくる。

『類聚国史』には次のような把握の仕方が見いだせる。すなわち、過去のある出来事は、それ以前に生じた出来事に依存もしくは立脚して成り立ち、その出来事もさらに前の時代の別の出来事に立脚して成り立つという通時的把握を否定し、出来事はそれぞれ単独でも成り立つものと、過去の出来事の全体を把握し直している。まず単独の事柄に切り離すことで、その事柄は他に依存することなく独立して成立するかのようになり、文書の体裁において示される。これは、個々の事柄は、それなりの偏差を持ちつつも、過去から現在にいたるまで、同様に繰り返されてきたと捉え直すことにもつながる。六国史の記事をバラバラにして性質により分類し直すという『類聚国史』の編纂作業は、既存の歴史書の根底にあった把握様式とは別の把握様式に結びつく。

このことは言い換えるなら、歴史書を儀式書に近いものとして再編集したといえる。

独立した形態の儀式書は、先述したように、奈良時代には編纂されなかったが、平安時代になると朝廷で編纂されるようになった。具体的には『内裏式』にはじまり、『貞観儀式』³⁶、『延喜儀式』、『新儀式』などが作られた。儀式書では、各儀礼はつねに同じことが繰り返される永続的なものとして、具体的な手順や祭料などが記されている。現実には時間の経過により、各儀礼にはさまざまな変化が生じるが、毎年変わることなく実施するという理念で書かれている。

そして恒例儀礼の配列については、律令の最後に見える、年始から年末の節日を列挙する形式が基礎となる。唐礼のように五礼の種類により分類し配列しようという模索もあったものの、『新儀式』やささらには『本朝月令』以降の私撰儀式書では、結局、正月から十二月という時間軸に沿って実施日に基づいて並べ、そのあとに臨時の儀礼

を別にまとめる様式に落ち着く。⁴⁷⁾『政事要略』なども、その年中行事の部分は『本朝月令』を継承している。両者は明法家の手によることからわかるように、法律と儀礼の両方の性質があり、儀式書には分類されないこともあるが、形式は儀式書を踏襲している。『九条年中行事』『西宮記』『北山抄』『小野宮年中行事』などの、より典型的な儀式書は当然同じ形式である。

『類聚国史』が歳時の項目で、正月から十二月の年中行事を記し、他の行事はこれと別に記すという体裁は、これらと重なる。『類聚国史』は、儀式書には掲載されないような事柄も多く記されるが、基本的構造は儀式書と同様であると理解できる。当初は、変化の時系列的集積として作られる歴史書と、毎年繰り返えされる行事の規範となる儀式書は、性質の違いから別々に編纂され、役割分担があるものだったが、ここにいたって、歴史書が解体され儀式書に近い体裁に再構築された。『類聚国史』は歴史書と儀式書の結節点ともいべき存在である。

そして歴史書を解体して儀式書のように再構築した『類聚国史』の編者が、国史を編纂したのと同じ人であったことは、過去の出来事を把握するスタイルが変質したとする捉え方をも可能にする。すなわち過去の出来事を通時的に把握するのは別の立場として、共時的把握が行われたのではなく、それまで通時的になされた把握が、共時的把握に移行し、これとは別にすでにあった共時的な把握（儀式書の把握形式）と合わさったと理解できる。『類聚国史』よりもちの時代に、正史は編纂がはじめられるものの完成にはいたらないという事実は、こうした変化の表出なのではないだろうか。

過去の出来事についての把握の仕方が変質したとうかがわせるのは『類聚国史』に限らない。これよりやや時代がくだる『九条年中行事』や『小野宮年中行事』は、それぞれ『九曆』や『小右記』といった日記と密接な関係が

ある。日記は、日々の出来事を暦に基づき時系列で記録したもので、かつては歴史書を編纂するときの資料の一つとされ、体裁において歴史書はその延長線上に位置づけられる。しかしながらこの時代には、しばしば日記やその別記から儀礼の記事を集めて、一月〜十二月に繰り返し行われる恒例行事として配列・再編して儀式書が作られた。ちなみに儀式書の多くは本来なら正史の編纂責任者ともなるべき公卿により編纂されている。

日々の出来事についての記録は、編纂の結果もはや六国史のような形態には結実することはなく、『類聚国史』による歴史の再構築を経たのちには、儀式書すなわち年中行事の形態で結実する。基底にある時間や過去の出来事に対する認識が異なるために、編纂作業は歴史書として成果物を作れず、年中行事の形態に落ち着いてしまう。そして、年ごとの揺らぎもしくは差分の記録は、儀式書に吸収され勘物として集積される。勘物はいわば儀式書に引き継がれた歴史書の残滓である。

かつて六国史が編纂された律令期には、歴史書と儀式書は役割が異なるものとして、併存・併用された。しかしそののちの時代に、根底にある過去の出来事の把握様式が変化したために、歴史書がすがたを変えて儀式書に重ね合わされるようになったのだと理解される。儀式書だけが続き、歴史書が途絶したのではない。儀式書は、歴史書の後裔でもあるのだ。

六 過去把握の仕方の変化と「現在」の了解

ここで改めて過去の出来事の把握の仕方の変化と「現在」の了解が、どのようなものからどのようなものに移り

変わったかを確かめる。

歴史書にはまず、次のような現在と過去に対する了解・把握が根底にある。

後世に受け継がれた日本の歴史書は、現在とは、過去のある出来事の結果成立したという認識を基調として編纂された。現在とは異なる状態が過去にはあり、そのとき、ある行動や出来事が生じたことで状態が変化して、現在にいたる状態ができたという理解の仕方が基調にあり、そのため後世の環境や状況を成立させたり変化させた出来事を中心にして編纂されている。現在の状況の成立に直結する出来事ばかりではないが、出来事は人々が享受する状況・条件を変化させ、その集積によって現在の状態は成立する。原因から結果が生じ、その結果が前提となり次の原因となる出来事が発生し、その結果が生じるといふ幾重にもなる連鎖があつて、その最終結果として「現在」の状況がある。

そして歴史書の構成要素となる過去の出来事は、自然環境の変化を当然含むが、多くは自由意思によって行われる人の行動である。歴史書の記述の中心にあるのは、歴史書の編纂主体（朝廷）の前身といふべき人々であり、行動は、誰かに強いられたり選択の余地なく決定されるのではなく、自らの意思によって主体的に決定される。可能な複数の選択肢の中から実行するものを選び、または実行しないことを選ぶのは、あくまで自由意思であり、そこには論理的必然性もなく、諸条件を考え合わせても行動を決定論的に導き出すことはできない。自由意思が決定するということとは、気まぐれで恣意的ともいえ、どのようにでもなりうるという意味で不安定なのだが、こうした行動が次の時代の状況を決定し、その状況がさらに次の時代の行動の前提となり、影響を残す。

またこうした自由意思により、過去の行動が決定されたということは、たとえ同じ条件・状況が生じたとしても、

再び同じ行動をするとは限らないことも意味する。さらに、こうした行動は環境や状況を変化させるので、同じ状況や条件が後世にまで維持されることもなく、いずれにしてもある時代の行動が、後世にそのまま再現や再生されることは一般にあり得ない。たとえば、歴史的出来事として記されている神武天皇の東征などは、必ずその時代にせねばならなかったわけではなく、九州に居続けることも可能であった。また天皇が九州という辺境の地にいるから生じた行動であり、もしもすでに国の中心であるヤマトに都があるなら、そうした行動が再び生じることはない。過去の出来事は必然性もなく、後世にそのまま再現や再生されることも一般にはあり得ない。

のちの時代から見れば、自分のあり方や享受する環境は、他の可能性もある中から選ばれたその行動のみに立脚して成立する。たとえ過去のその行動が、さしたる理由もなく決められた頼りないもので、改めて考えれば他の選択肢を選ぶに違いないと思われるような、再現性がないものであったとしても、既成事実であるからもはや覆すことはできず、いかなる否定も受け付けない。「現在」を成立させた過去の行動は、自由意思に基づくため原理的必然性も再現性もない。なぜ現在の状況が成立し、他の状態にはならなかったのかと問われるならば、論理や原理による説明はできず、過去の出来事の集積を示すしかない。

六国史が編纂されていた時代には、『日本書紀』について学ぶ日本書紀講筈が、朝廷で行われていた。これによって、それぞれの時代に受け継がれる「現在」ができた経緯を、朝廷は繰り返し学び、自分たちが何者であるかを確認していた。また、天皇に限れば、その地位がどのようにして成立したか、何によって根拠づけられたか、『日本書紀』に記されている内容を、即位宣命で示し、朝廷は皇位が継承されるたびに繰り返しこれを確認し、さらに具体的な文面を歴史書に記した。『日本書紀』は「現在」がいかに成立したかを説明するときの根拠として用

いられた。

そして歴史書から儀式書に移行するとき、根底には、過去の出来事の把握の仕方および時間経過に対する認識に、次のような推移が考えられる。

まず『三代実録』において、それまで歴史書には基本的に掲載されなかった恒例の祭祀儀礼を丹念に掲載するようになり、文面において毎年同じ時期に同じ儀礼が繰り返されるということが表現される。毎年春夏秋冬の四季が循環していると、次の年も同様であろうと予想するのと同じように、安定した繰り返しは、将来も同じように儀礼が行われることを予測させる。そして儀礼は時間を超えて再生されるものとする認識が強まり、それと表裏をなすように、各年に行われた儀礼の間に生じる差分にも意識が向けられる。時間の経過は、過去の出来事の結果により現在が成立し、現在の出来事により未来の状況が成立するという変化の連鎖を展開するという把握は後退し、偏差を含みつつ儀礼の再生を具体化する契機とする把握が前面に出てくる。

このことはすなわち、過ぎた日々も現在と同様であり、未来もまた現在と同様であろうと把握することでもあり、過去も現在も、さらには未来までも、基本的に同じ状況が維持・継続されているという理解にもつながる。客観的事実として全く同じことが繰り返されるのではなく、実際にはそれなりに違いがある出来事も、過去にあったことと同じようであると了解するという意味であり、認識において同じことの繰り返しとなる。

歴史書に載せられた過去に作られた記録も、今とは違う昔の状態やそのときに特有の出来事を記したものは受け止めず、誤差はあるものの現在と似たような状態や出来事として捉え直される。ある年と次の年を、不可分な連鎖と捉える必要性はなくなり、両者は切り離され、個別に扱われることになる。任意の年がどのようなもので

あるうと、そのことが他の年に影響を与えるとは考えず、ただ繰り返されるべき規範を基準として、誤差がどのようであるかを記す。

ようするに、時間は、基本的に出来事の繰り返しもたらし、そこに揺らぎを生じさせるものであって、状況の根本的な変化をもたらすことはない。日々の出来事とは儀礼の実施が中心であり、これを再生産させるというかたちで、のちの時代のあり方を規定する。規範に従うべく実施された事例は、後世、従うべき規範と位置づけられる先例に、しばしば転化する。過去の出来事の記録は、単なる事実を伝えるものではなく、従うべき規範として機能するようになる。繰り返している事実が規範に転化し、その規範に従うことで個別の事実があらたに生じるといふ、再帰的關係になる。

『類聚国史』が編纂されてしばらくのち、正史の編纂は滞り、日本書紀講筈も行われなくなる。今とは異なる状況が昔あり、そのときにある出来事や行動が大きな変化をもたらし、「現在」に受け継がれる状況が成立したといふ、「現在」についての了解様式を持つものが、機能を失ってゆく。時代の変化に伴い、国の統治や権力に変化が生じていることも関係あるうが、朝廷は、年中行事としてまとめて把握される複数の恒例儀礼を無事に行うことに力を注ぐ。内裏に年中行事を記した御障子文が掲げられ、それに準拠した朝廷儀礼を行い、私撰儀式書もその御障子文に準拠して作られる。天皇についても、やや時代が下るが『禁秘抄』で、日々の儀礼的行為を実践するものと細かく記される。

「現在」の状況は、今とは異なる過去の状態とそのときの出来事を持ち出すことで理解するのではなく、いかにあるべきであるかという規範とその現実化により了解される。そして朝廷は、あるべき儀礼を現前化させる主体と

して機能することで、その存在が確認される。

七　む　す　び

本稿では、歴史書が現在および過去の把握・了解の手段として機能することに注目し、その把握・了解の仕方に変化が生じたため、歴史書としては完成することがなくなり、かわって儀式書がより盛んに編纂されるようになったことを論じた。儀式書には正史とのつながりを見いだすことが可能であり、正史の後継というべき側面がある。ただ本稿では現在および過去の把握・了解の仕方に変化があったと指摘するにとどまり、なぜその変化が生じたのか理由や原因については考察できなかつた。また正史についてごく一部を考察するにとどまり、祭祀儀礼以外の儀礼については言及できず、儀礼以外の記事も考察できなかつた。これらを次の課題としたい。

注

- (1) 『類聚三代格』巻一、祭并幣事、寛平五年三月二日太政官符、寛平六年十一月十一日太政官符など。
- (2) 皇帝の祭祀儀礼などについては、金子修一『古代中国と皇帝祭祀』汲古書院、二〇〇一年に詳しい。
- (3) 日本での儀礼の受容や整備発展についての考察は多くある。たとえば大日方克己『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年、池田温『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二年、西本昌弘『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、一九九七年、大隅清陽『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館、二〇一一年、所功『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年、など。

(4) 『日本書紀』卷一第五段一書第五。

(5) 『日本書紀』卷六垂仁天皇一七年八月七日條。

(6) たとえば、『日本書紀』卷三〇「持統五年十月廿七日條「遣使者鎮祭新益京。」、『統日本紀』卷五和銅四年四月二十日條「詔賀茂神祭日。自今以後。國司每年親臨檢察焉。」、天平三年正月廿六日條「神祇官奏。庭火御竈四時祭祀。永爲常例。」、天平宝字四年三月十三日條「詔曰。比來。皇太后御體不豫。宜祭天神地祇。諸祝部等各禱其社。欲令聖體安穩平復。是以自太神宮祢宜內人物忌。至諸社祝部。賜爵一級。普告令知之。授外從五位上神主首名外正五位下。外正六位上神主枚人外從五位下。」

(7) 『日本書紀』卷八仲哀天皇八年九月五日條。

(8) 『日本書紀』卷十九欽明天皇十三年十月條。

(9) 『日本書紀』卷二十二推古天皇十五年二月九日條。

(10) 『統日本紀』卷卅四宝龜七年四月十二日條。

(11) 『日本書紀』卷二十九武天皇四年四月十日條。

(12) 『日本書紀』卷二十九武天皇十年七月十日條。

(13) 『日本書紀』卷二十九武天皇十一年四月九日條。

(14) 『日本書紀』卷三〇「持統四年七月十八日條。」

(15) 『日本書紀』卷二十九武天皇十一年七月十一日條「祭廣瀨龍田神。」、天武天皇十二年四月廿一日條「祭廣瀨龍田神。」、七月廿日條「祭廣瀨龍田神。」、天武天皇十三年四月十三日條「祭廣瀨大忌神。龍田風神。」、七月九日條「祭廣瀨龍田神。」、天武天皇十四年四月十二日條「祭廣瀨龍田神。」、七月廿一日條「祭廣瀨龍田神。」、朱鳥元年七月十六日條「祭廣瀨龍田神。」、持統四年四月三日條「遣使祭廣瀨大忌神與龍田風神。」、七月十八日條「遣使祭廣瀨大忌神與龍田風神。」、持統五年四月十一日條「遣使祭廣瀨大忌神與龍田風神。」、七月十五日條「遣使祭廣瀨大忌神與龍田風神。」、八月廿三日條「遣使祭龍田風神。信濃須波。水内等神。」、持統六年四月十九日條「遣使祭廣瀨大忌神。與龍田風神。」、七月十一日條「遣使祭廣瀨與龍田。」、持統七年四月十七日條「遣大夫謁者。詣諸社祈雨。又遣使祭廣瀨大忌神與龍田風神。」、七月十二日條「遣使祭廣瀨大忌神與龍田風神。」、持統八年四月十三日條「遣使祭廣瀨大忌神與龍田風神。」、七月十五日條「遣使

- 者祀廣瀬大忌神與龍田風神。」、持統九年四月九日条「遣使者祀廣瀬大忌神與龍田風神。」、持統十年四月十日条「遣使者祀廣瀬大忌神。與龍田風神。」、七月八日条「遣使者祀廣瀬大忌神與龍田風神。」、持統十一年四月十四日条「遣使者祀廣瀬與龍田。」、七月十二日条「遣使者祀廣瀬與龍田。」
- (16) 『統日本後紀』卷十三承和十年四月四日条。
- (17) 『文徳実録』卷四仁寿二年十一月廿三日条。
- (18) 『文徳実録』卷五仁寿三年六月十一日条。
- (19) 『文徳実録』卷五仁寿三年十一月十七日条「帝不御神嘉殿。所司奉祭如常儀。」、斉衡元年六月十一日条「帝不御神嘉殿。所司奉祭如常儀。」、斉衡元年十一月廿二日条「帝不御神嘉殿。所司奉祭如常儀。」、斉衡二年六月十一日条「帝不御神嘉殿。所司奉祭如常儀。」、十一月廿二日条「帝不御神嘉殿。所司奉祭如常儀。」、斉衡三年六月十一日条「帝不御神嘉殿。所司奉祭如常儀。」、十一月十六日条「帝不御神嘉殿。所司奉祭如常儀。」、十二月十一日条「帝不御神嘉殿。所司奉祭如常儀。」、天安元年十一月廿二日条「帝不御神嘉殿。所司參會神祇官行祭事儀如常。」
- (20) 『文徳実録』卷五仁寿三年四月廿五日条。
- (21) 『文徳実録』卷六斉衡元年四月十九日条「以有穢事。停賀茂祭。但山城國司齋供如常。」など、他にも同様の事例がある。
- (22) 『文徳実録』卷四仁寿二年四月廿五日条。
- (23) 『文徳実録』卷九天安元年四月十八日条。
- (24) 『三代実録』卷二貞観元年。
- (25) 『三代実録』卷四貞観二年二月四日条「祈年祭如常。」、『三代実録』卷四貞観二年十一月十四日条「於宮内省、修鎮魂祭如常。」
- (26) たとえば翌年の貞観二年は、『三代実録』卷四貞観二年二月三日条「春日祭如常。」、二月四日条「祈年祭如常。」、二月十日条「大原野祭如常。」、四月四日条「平野・廣瀬・龍田等祭如常。」、四月五日条「梅宮祭如常。」、七月四日条「廣瀬龍田祭如常。」、十一月八日条「春日平野等祭如常。」などとあり、それ以後も同様の記述が見える。
- (27) 『三代実録』卷十九貞観十三年五月三日条。
- (28) 『三代実録』卷七貞観五年三月五日条。

- (29) 『三代実録』 卷十三貞觀八年七月五日条。
- (30) 『三代実録』 卷十四貞觀九年十一月十三日条。
- (31) 『三代実録』 卷一天安二年十一月三日条。
- (32) 『三代実録』 卷一天安二年十一月十日条。
- (33) 『三代実録』 卷七貞觀五年二月三日条。
- (34) 『三代実録』 卷二十貞觀十三年十一月十七日条。
- (35) 『三代実録』 卷二十貞觀十三年十一月十八日条。
- (36) 『儀式』の書名で伝わったものは、『貞觀儀式』であると考えられている。
- (37) 尾留川方孝「官撰儀式書の構成の模索と漢籍」(『日本思想史学』卷四八号、二〇一六年)。